



## 社福法人改革の必要性についての議論 ～社会保障制度改革国民会議が開催される～

◆3月27日、政府の第7回社会保障制度改革国民会議が開催され、医療・介護について議論が行われました。同会議は昨年8月に成立した社会保障制度改革推進法に基づき設置されたもので、会議には、日本歯科医師会、日本看護協会、全国老人福祉施設協議会（以下「老施協」という。）等の団体が参画しています。

会議では、介護事業を国民の安心をつくる成長産業と位置づけた上で、今後介護サービスのより一層の充実を実現するために、多様なニーズに対応し、豊富なノウハウをもつ社福の活躍が不可欠とされました。しかし一方で、現状のままではそうした期待に応えられない社福も一部には見受けられるとし、そのような法人は現状からの脱却を図るべく改革を行うべきであり、できない法人の市場からの退出も視野に入れるべきといった意見が、当事者である社福関係団体からも出されています。

また、昨今社福の内部留保が指摘されている点にも触れ、過大な資金を留保しているとは言えないとする一方で、事業の適正な運営・継続に必要な資金については「大規模修繕積立金」等の目的ある積立金等を設定し、内部留保や経営方針の明確化にする必要がある、としています。現在、措置費の資金運用通知では積立金の使用計画を策定することを求めている一方で、保育所の通知等ではその定めがなく、社福における積立金の存在意義を明確化することが、今後も求められていくことが予想されます。

（老施協から社福に対する指摘）

- ①旧態依然の社会福祉法人(介護施設)では、同属経営的な組織、零細企業体質、補助金依存型経営を払拭できず、事業の継続性など将来的課題を抱え、効率化やサービスの質向上にも取り組めていない。
- ②小規模事業所の整備は地域住民に身近な場所で介護を実現する名目で推奨されているが、経営上から見ても、人員体制、収支状況、サービスの柔軟性・総合性、安全管理など諸問題があり非効率と言わざるを得ない。

（老施協から社福に対する改革案）

- ①単なる預かり施設からの脱却。
- ②効率化、人材確保等の観点から一法人一施設にみられる零細企業体質からの脱却。

（参考：首相官邸HP／福祉新聞）

## 自治体、保育所認可に株式会社等を排除 ～規制改革会議で公表される～

◆4月17日、政府の規制改革会議（議長：岡素之／住友商事相談役）の第7回会合が開催され、厚労省が自治体に対して行っていた「株式会社等への保育所認可状況に関する調査」の結果が公表されました。

第2種社会福祉事業である認可保育所の運営は、社福以外の事業者にも認可できますが、現実には所轄庁の判断で排除されているケースも多く見られているため、同会議では株式会社を始めとした社福以外の運営主体に関する認可の実態について厚労省に調査を依頼し、待機児童が50人以上の東京都、神奈川県、埼玉県の38市区町村で調査が行われていました。その結果、様々な面で株式会社等の参入を規制・排除している例が見られ、法律では多様な主体の参入を促進している反面、いくつかの自治体ではそれを規制していることが判明しました。

全国で保育所に入所できない児童の保護者が声を上げている状況の中、これらの調査結果を受けて、今後どのような規制改革・緩和に向けて動き出していくのかが、注目されています。

（参考：内閣府HP）

## 障害児の入所大幅に増加 全国学童保育連絡協議会が調査

◆3月29日、全国学童保育連絡協議会は学童保育に関する調査報告書を公表し、学童保育に入所する障害児が10年間で3倍に増加したことを明らかにしました。

調査は2012年4月から7月にかけて、学童保育所が存在するすべての自治体（回収数1,390自治体、回収率86.9%）と個別の学童保育（同2,324か所、68.5%）に対して行われました。

調査結果によると、学童保育に入所する障害児の数は2003年の調査と比べると約3倍に、障害児を受け入れている学童保育所数は約2.5倍に増加しているとされ、一つの学童保育に入所している障害児の数も1施設平均2.36人で増加傾向にある、という結果となりました。

また今回の調査で回答した学童保育所の6割弱に障害児が入所しており、そのうち7割強の学童保育所には発達障害のある児童が入所していることが報告されています。障害児が増加している背景には、2004年に制定された発達障害者支援法によって、市町村に配慮義務が課されたことや、障害児を受け入れる学童保育への公費の加算要件がこの10年間で弾力化されたことが影響しているのではないかと推測されています。

（参考：全国学童保育連絡協議会HP／

福祉新聞）

### アンケート内容

### 該当数

認可保育所運営事業者から株式会社等を排除	8
市有地活用の保育所運営事業者から株式会社等を排除	11
指定管理による保育所運営事業者から株式会社等を排除	5
安心子ども基金の補助金交付対象事業者から株式会社等を排除	5
その他の株式会社等参入を阻害する運用	11